**Ⅲ　税制改正の状況**

**令和２年度市町村税の主な改正点**

１ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

**◎　現に所有している者（相続人等）の申告の制度化**

○　登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※　令和２年４月１日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用。

**◎　使用者を所有者とみなす制度の拡大**

○　調査(※１)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとする(※２)。

※１　住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※２　令和３年度分以後の固定資産税について適用。

２　未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置を講ずる（令和３年１月１日施行）。

**◎　未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し**

○　婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用する。

**◎　個人住民税の人的非課税措置の見直し**

○　上記に伴い、現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする。

※　人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額135万円以下の者。

３　地方法人課税

**◎　地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）**

○　地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充措置を講じ、適用期限を５年延長する。

・　税額控除割合を現行の３割（法人住民税＋法人税：２割、法人事業税：１割）から６割（法人住民税＋法人税：４割、法人事業税：２割）に引き上げる。

**◎　国税における連結納税制度の見直しに伴う対応**

○　地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、以下の措置を講ずる（令和４年４月１日施行）。

・　法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずる。

４　地方のたばこ税

**◎　軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し**

○　国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（１本当たりの重量が１ｇ未満）１本を紙巻たばこ１本に換算する方法とする。

※　令和２年10月から２回に分けて段階的に実施。

５　地方譲与税

**◎　森林環境譲与税の見直し**

○　令和２年度から令和６年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする等の措置を講ずる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 譲与額 | | |
| （改正前） |  | （改正後） |
| 令和２年度・令和３年度 | 200億円 | ⇒ | 400億円 |
| 令和４年度・令和５年度 | 300億円 | ⇒ | 500億円 |
| 令和６年度 | 森林環境税の収入額に相当する額 | ⇒ | 左の額に300億円を加算した額 |

**◎　航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長**

○　航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を２年延長。

６　主な税負担軽減措置等

**◎　固定資産税等の特例措置**

○　ローカル５Ｇの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）

○　浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）

○　新築住宅に係る税額の減額措置を２年延長（固定資産税）

○　新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を２年延長（固定資産税）